

宮城県における消費生活センターの共同設置に関する運営体制設計等業務 の委託に関する企画提案募集要項

第1 募集事項

1 業務名

宮城県における消費生活センターの共同設置に関する運営体制設計等業務

2 趣 旨

この要項は、宮城県（以下「県」という。）が宮城県における消費生活センターの共同設置に関する運営体制設計業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

3 業務内容

別紙「宮城県における消費生活センターの共同設置に関する運営体制設計業務 企画提案募集仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

5 事業費（委託上限額）

金11,495,000円

（うち消費税及び地方消費税の額 金1,045,000円）

第2 応募資格要件

企画提案に申し込む者は、次の全ての資格要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 県内に本支店又は営業所を有すること。
- (3) 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県公示第1275号）第4条第2項の規定により物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。
- (4) この業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しない者。
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (8) 仕様書に基づき、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

第3 スケジュール

企画提案募集開始	令和8年5月25日(月)
質問受付	令和8年5月25日(月)から 令和8年6月12日(金)午後5時まで(必着)
企画提案参加申込書提出期限	令和8年6月22日(月)午後5時(必着)
企画提案書提出期限	令和8年6月26日(金)午後5時(必着)
企画提案プレゼンテーションの実施	令和8年7月2日(木)予定
選定結果通知	令和8年7月中旬予定
契約締結	令和8年7月下旬予定

第4 応募手続

1 質問

(1) 受付期限 令和8年5月25日(月)から令和8年6月12日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

ア 質問書(様式第3号)を用いて、電子メールにより提出すること。

イ 提出先の電子メールアドレスは下記のとおりとする。

gyouji@pref.miyagi.lg.jp

ウ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

令和8年6月17日(水)までに宮城県総務部市町村課のホームページに掲載する。また、回答は、質問者の名を伏せた上で掲載するので、参加申込者は必ず他者の質問・回答を確認すること。

質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者のみに回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

2 企画提案参加申込書の提出

企画提案の参加を希望する者は、次により参加申込書(様式第1号)及び宣誓書(様式第2号)を提出すること。

(1) 提出期限 令和8年6月22日(月)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法 電子メール

3 企画提案書の提出

(1) 提出書類(全てA4判で提出すること。)

ア 企画提案書(任意様式) : 9部

イ 事業経費見積書(任意様式) : 9部

(2) 企画提案事項 別紙「企画提案書の構成」のとおり

(3) 提出期限 令和8年6月26日(金)午後5時

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。(簡易書留又は配達証明付き一般書留に限る。)

(5) 留意事項

ア 提出された企画提案書等は返却しない。また、再提出も認めない。

イ 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等は無効とする。

(ア) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合

(イ) 同一の事業者が同一業務について2つ以上の企画提案書等を提出した場合

(ウ) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

(エ) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合

(オ) 下記のプレゼンテーションに参加しなかった場合

ウ 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。

エ この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。

オ 提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

4 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎3階
宮城県総務部市町村課
電話番号 022-211-2333
ファクシミリ番号 022-211-2299
メールアドレス gyousi@pref.miyagi.lg.jp
担当 行政班

第5 業務委託候補者の選定

1 業務委託候補者の選定方法

(1) 選定委員会の開催

県は、企画提案者の中から本業務の受注者を選定するため、次のとおり選定委員会を開催し、企画提案者によるプレゼンテーション及び選考委員による評価を実施し、委員毎に下記2(4)の審査項目の合計点数の高い順に企画提案者の順位付けを行い、全委員の順位を合計した値を順位合計とし、順位合計の最も少ない企画提案者を業務委託候補者として選定する。

(2) 順位合計が同一の場合の業務委託候補者の選定

なお、順位合計が同じときは、下記2(4)の審査項目①から④まで合計においてより多くの合計点を獲得した企画提案者を業務委託候補者とする。(審査項目①から④までの合計点が同じときは審査項目①、審査項目①の合計点が同じときは審査項目②、審査項目②の合計点が同じときは審査項目③、審査項目③の合計点が同じときは審査項目④においてより多くの合計点を獲得した企画提案者を業務委託候補者とする)。ただし、全委員の合計点数が満点の6割に満たない企画提案者は業務委託候補者とはできない。

(3) 企画提案者が1者の場合の取扱い

企画提案者が1者の場合も審査を行い、全委員の合計点数が満点の6割以上で、かつ適切に業務を実施できると判断される場合は当該企画提案者を業務委託候補者とする。また、企画提案者がいない場合又は審査の結果、業務委託候補者がいない場合は、再度、企画提案を募集するものとする。

(4) 一次審査の実施

参加申込者多数の場合、事前提出書類による審査の上、上位者により委員会において提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。

2 選定委員会

(1) 開催日 令和8年7月2日(木) (予定)

(2) 開催場所 宮城県行政庁舎5階 総務部会議室 (予定)

(3) 企画提案者によるプレゼンテーション

ア プレゼンテーションへの出席者は、企画提案者ごとにそれぞれ2名以内とする。

イ 1者当たりの持ち時間は、30分以内(説明20分以内、質疑応答10分以内)とし、県が、後日指定する時間割により企画提案者ごとに行う。

ウ 選定委員会におけるプレゼンテーションの順番は、原則として企画提案参加申込書の到着順とする。

エ プレゼンテーションは、パソコン(パワーポイント等)等を使用することができる。ただし、パソコン等その他の機器は企画提案者が持参すること。プレゼンテーションの際にプロジェクターの使用を希望する場合は、企画提案書提出時に申し出ること。また、当日の追加資料の配布や資料の差し替え等は認めない。

オ 企画提案者から希望がある場合にはWEB会議システム（Cisco Webex Meetings）によるプレゼンテーション及び質疑応答にも対応可能のため、企画提案参加申込書の提出時に併せてその旨を申し出ることとする。

(4) 審査内容

審査項目及び審査の視点は、次のとおりとする。

審査項目	審査の視点	配点
① 広域連携の運営体制の設計・効果予測	<ul style="list-style-type: none"> 運営体制の設計・効果予測の時間が限られる中、本県の課題や地域の実情を踏まえつつ、事業の主な対象である「検討自治体」の運営体制設計及び効果予測の分析手法が具体的かつ論理的であるなど、分析が精緻に行われることが期待できるか。 市町村間のみならず県が参画する共同設置モデルの推進体制の構築について、提案においてデータ等を用いながら有効性が示されているか。 実際の共同設置の運営を想定し、実効性のある設計案が示されているか。 	40点
② 課題解決・伴走支援	<ul style="list-style-type: none"> 共同設置に伴い想定される課題を、体系的かつ適切に整理することができるか。 広域化に伴い想定される課題に対して、具体的かつ現実的な解決アプローチを示すなど、合意形成を支援する課題解決手法や伴走支援体制は整っているか。 	30点
③ 独自提案	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の効果等の向上に寄与すると考えられる企画提案者独自の提案が盛り込まれているか、または、創意工夫が見られ効果的な内容となっているか。 	15点
④ 体制・実績	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案どおりに業務を遂行するための体制が整っているか。 消費安全法に基づく役割分担や業務及び提示した基本要件を前提とした企画提案となっているか。 本業務に関連する業務実績及び経験（国や地方自治体に関する調査・設計業務等）はあるか。 	15点

(5) 審査結果

選定結果については、後日、企画提案者全てに対し文書で通知するとともに、企画提案者の名称や評価点等を公表する。公表に当たっては、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。なお、選定結果に関する質問には応じない。

第6 その他

- (1) 本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。
- (3) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

第7 問い合わせ先

宮城県総務部市町村課 担当：行政班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎3階

電話番号 022-211-2333 FAX 022-211-2299

メールアドレス gyousi@pref.miyagi.lg.jp